

「国民保護に関する埼玉県計画」改定案の概要

「国民保護に関する埼玉県計画」は、大規模テロ等に対し避難・救援等国民の保護に関する措置を迅速かつ的確に実施するため、「国民保護法」及び「国民の保護に関する基本指針」に基づき平成18年1月に策定されたものです。

このたび国の「国民の保護に関する基本指針」が改定（平成20年10月）されたことに併せて全般的な見直しを行ない、一部改定を行うこととしました。

主な改定事項

1 国の基本指針改定に伴う変更

内容：武力攻撃事態等合同対策協議会や現地調整所について新規に記述

《武力攻撃事態等合同対策協議会》

国の現地対策本部長が関係地方公共団体の国民保護対策本部等と情報交換や相互協力を行うため、必要に応じて開催するもの。改定案では県は協議会に参加するものとした。

《現地調整所》

国民保護措置が実施される現場において、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関といった現地で活動する機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときに市町村又は県が設置するもの。改定案では原則として市町村が設置することとし、市町村が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市町村の区域を越えて実施される場合等、県が関係機関の調整に最も適切に対処しうると判断されるときは県が設置するものとした。

2 埼玉県地域防災計画との整合

内容：支部を新設するなど国民保護対策本部等の組織を災害対策本部の組織と整合させた

3 その他

内容：計画策定から4年近く経過したことに伴う時点修正や国の基本指針等を参考にした修正など